一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習
　1　名称
　　山菱工業株式会社
　2　主たる事務所の所在地
　　東京都羽村市双葉町二丁目二十番四十号
　3　講習の種類
　　基礎講習（運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
　1　名称
　　山菱工業株式会社
　2　主たる事務所の所在地
　　東京都羽村市双葉町二丁目二十番四十号
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習（運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
　1　名称
　　山菱工業株式会社
　2　主たる事務所の所在地
　　東京都羽村市双葉町二丁目二十番四十号
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
　1　名称
　　山菱工業株式会社
　2　主たる事務所の所在地
　　東京都羽村市双葉町二丁目二十番四十号
　3　講習の種類
　　基礎講習

○国土交通省告示第二百九十四号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十七年二月十八日に認定したので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社旭興自動車学校
　2　主たる事務所の所在地
　　宮崎県延岡市愛宕町三丁目四千五百六十九番地一
　3　講習の種類
　　基礎講習（運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社旭興自動車学校
　2　主たる事務所の所在地
　　宮崎県延岡市愛宕町三丁目四千五百六十九番地一
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習（運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社旭興自動車学校
　2　主たる事務所の所在地
　　宮崎県延岡市愛宕町三丁目四千五百六十九番地一
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社旭興自動車学校
　2　主たる事務所の所在地
　　宮崎県延岡市愛宕町三丁目四千五百六十九番地一
　3　講習の種類
　　基礎講習

○国土交通省告示第二百九十五号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十七年二月十八日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社旭興自動車学校
　2　主たる事務所の所在地
　　宮崎県延岡市愛宕町三丁目四千五百六十九番地一
　3　講習の種類
　　基礎講習（安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社旭興自動車学校
　2　主たる事務所の所在地
　　宮崎県延岡市愛宕町三丁目四千五百六十九番地一
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習（安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社旭興自動車学校
　2　主たる事務所の所在地
　　宮崎県延岡市愛宕町三丁目四千五百六十九番地一
　3　講習の種類
　　基礎講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
　1　名称
　　株式会社旭興自動車学校
　2　主たる事務所の所在地
　　宮崎県延岡市愛宕町三丁目四千五百六十九番地一
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習（安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

○北海道開発局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月四日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号	北海道古宇郡泊村大字興志内村国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一二〇六林班は小班地先内	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百二十九号及び二百七十六号	北海道寿都郡寿都町字政泊町弁慶一六番二地内	〃

供用開始の期日　平成二十七年三月四日